

【別紙3】本措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

■ 本措置について、前述のとおり、燃料費調整単価から軽減単価を差し引いた金額に基づき電気料金を算定することから、当社からお客さまへWEB上（よりそえねっと等）またはハガキ等でお知らせする内容において表示する「燃料費等調整単価」は、本措置適用後の単価※をお知らせいたします。

※【例】[低圧] 2025年2月分および3月分（2025年1月使用分および2月使用分）：▲2.5円/kWhを反映
2025年4月分（2025年3月使用分）：▲1.3円/kWhを反映

■ また、本措置が適用されていることを明示し、以下のとおり、「料金において国による電気料金軽減措置が含まれている」旨をお知らせいたします。

【「電気ご使用量のお知らせ（ハガキ）」の裏面への記載イメージ】

